

陳 情 等 処 理 状 況

①

令和元年 9 月 25 日
総 務 課

宛先：教育長 受理・面談：8月19日

件 名	令和2年度教育予算編成に関する要望
陳 情 者	茨城県市町村教育長協議会 会長 本多 清峰
関 係 課	総務課，財務課，生涯学習課，文化課，義務教育課，高校教育改革・中高一貫校開設チーム，特別支援教育課，保健体育課
陳情経過・ 応対等	令和元年8月19日（月）に教育長が要望書を受領し，その後，総務企画部長，学校教育部長，教育企画監，関係各課長も出席のもと面談を行った。
陳情内容	
※太字は，重点要望項目で協議した項目 ※下線部 〃 は新規の要望箇所	
第1 学校教育 1 優れた教職員の確保のための措置 (1) 義務教育費国庫負担制度の堅持の要望 (2) 教職の特殊性及び勤務実態を考慮した処遇の改善	第1 1 (1) 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会を通じ，必要な財源は国の責務として完全に保障されるよう要望している。 (2) 全国都道府県教育長協議会等を通じ，人材確保法を堅持しつつ，教員給与について，一層の改善を図るよう，国に対し要望している。 また，県学校長会等と連携した勤務実態調査を実施し，それを踏まえ具体的な改善策について検討していく。 更に，学校業務改善研修会において良好事例等を発信しながら，市町村教育委員会の業務改善の取組に向けフォローアップを行う。

(3) 人事評価制度の適切な運用

2 学校施設及び設備の整備推進のための措置

(1) 学校施設整備に係る国庫負担金及び交付金の増額の要望

ア 増築、改築時における必要面積の拡大

イ 増築、改築及び大規模改造（質的整備：トイレ改修、空調設置、障害児等対策）に対する補助率並びに補助単価の更なる増加及び対象要件の緩和

ウ 大規模改造（老朽）における補助要件の緩和

(2) 学校施設の長寿命化対策等への予算の確保【重点】

(3) 武道場の整備及び用具、防具等への助成措置の要望

(4) 学校給食施設整備に係る交付金の確保、補助制度内容の拡充及び対象条件の緩和

(3) 令和元年度の給与等への反映に関する課題を洗い出し、次年度の反映がより適正で円滑に運用できるように改善していく。

また、市町村教育長協議会と連携を図りながら、状況や課題に応じて研修や説明を適時行っていく。

2

(1) 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会等を通じて関係省庁に対し、国庫補助予算総額の確保、補助要件の緩和、補助率や補助単価の引き上げ等について要望を行っている。

(2) 設置者（各自治体）が学校施設整備を計画どおり進めるために必要な予算の確保等について、関係省庁等に要望している。

(3) 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会を通じ、関係省庁に対し、生徒の学習活動に十分対応できる施設整備等の予算措置について、要望を行っている。

また、武道の必修化に伴い必要となる用具・防具等について、今後も交付税措置が継続されるよう、関係省庁へ要望していく。

(4) 学校給食施設をはじめとした学校施設の整備に必要な財源確保、補助対象の基準面積の緩和、建築単価引上げ等について、関係省庁に対し、引き続き、要望していく。

(5) 緊急防災・減災事業債の制度の継続と充実への要望

(6) 教育の情報化に向けた I C T 関連機器の導入 (全普通教室に電子黒板の設置, W i - F i 環境整備等) のための補助制度の確立及び I C T 支援員の配置並びに育成についての助成措置

(7) 校務支援システムの導入のための補助制度の確立

3 指導方法の改善・充実のための措置

(1) 児童生徒一人一人に向き合う時間を確保した個に応じた指導の充実を図るため, 少人数指導等の教員の配置拡充及び基準の見直しと改善

(2) 中学校における「定数崩し」配置学級規模の見直し

(5) 緊急防災・減災事業債については令和 2 年度まで延長されることとなったが, 時限的措置であるため, 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会等を通じ, 関係省庁に対し, これに代わる有利な地方財政措置の確保等について要望している。

(6) 今後も地方財政措置が途切れないように, 国に働きかけていく。学校における情報機器の安定的かつ計画的な整備を推進するために, 本措置を積極的に活用されたい。

(7) 教員の事務処理に係る負担を軽減することで, 子供と向き合う時間を確保するとともに勤務時間の縮減を図るため, 市町村における校務支援システムの導入を促進する。

また, 市町村教育委員会担当者を対象とした I C T 研修会等によって, システム導入の目的や運用等について, 担当者の資質の向上を図っていく。

3

(1) 教職員定数の改善については, 国に対する要望を行うとともに, 全国都道府県教育委員会連合会等を通じ, 新たな定数改善計画を策定するよう要望している。

(2) 教職員定数の改善については, 国に対する要望を行うとともに, 全国都道府県教育委員会連合会等を通じ, 新たな定数改善計画を策定するよう要望している。

(3) 外国語教育の充実のための措置

ア 小学校での外国語教育の教科化及び外国語活動の拡大に対応するため、英語の免許を有する専科教員の配置拡充

イ ALTの配置に対する助成措置

(4) 代替教員としての講師不足を解消するためのシステムの構築や人材の確保及び正規教員と非正規教員の格差の改善

(3)

ア 中学校英語免許保有者の小学校への配置を計画的に進めていくほか、国に対しては、小学校外国語教育の授業の質の向上を図るための加配を要望している。また、教員採用試験では、英語検定等一定の有資格者への加点制度を設け、英語力のある教員の採用に努めている。さらに、令和2年度採用茨城県公立学校教員選考試験の2期募集を実施し、小学校英語専科教員として勤務する、ネイティブ教員等、英語の能力が高い教員の採用を予定している。

イ 国からJETプログラムのALTについて、一人につき年間590万円の地方交付税措置がなされている。このことについて、県においては、国からの文書を受け、市町村教育委員会への周知を行っている。

(4) 各教育事務所連携による講師志願者データベースを活用するなど、情報の共有に努める。

短期的には、定年退職者など一旦現場を離れた教員免許保有者への講師志願の依頼を進めるとともに、任期付教職員、臨時的任用職員等採用説明会を開催するなど、講師の確保に努める。

また、中長期的には、「いばらき輝く教師塾」や「中学生のための教職セミナー」、大学や都内における採用説明会を継続することで、教員志願者の増加を図るとともに、教育者としての資質能力に優れた、人間性豊かな人材の確保を図っていく。

児童生徒の増減により学級数が不確定であることや国から加配される教員数が毎年度変動することなどにより正規職員を配置することが難しいため、やむを得ず、一定数を欠員補充講師として配置する必要はある。

(5) 学校図書館の利用促進を図るための学校司書の配置に対する助成措置の拡充

(6) 帰国・外国人児童生徒の日本語指導を充実させるため、日本語指導教諭又は日本語指導コーディネーターの配置拡充、他校からの通級や他校へ訪問指導ができる拠点校形成のための日本語指導教諭の配置【重点】

(7) 部活動指導員配置事業費補助制度の拡充及び外部指導者への助成措置【重点】

(8) 県独自の予算による県費負担教職員の増員

4 教育相談体制の充実のための措置

(1) スクールカウンセラーの配置措置の拡充及びスクールソーシャルワーカーの派遣日数の拡充

(5) 国において、「平成 29 年度からの 5 か年で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図る」ことを目的とし、第 5 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」の財政措置が講じられている。

そのうち、学校司書の配置については、これまでは単年度の措置であった学校司書配置費が新たに 5 か年計画に組み入れられ、単年度当たり約 220 億円講じられていることから、本措置を積極的に活用されたい。

(6) 外国人児童生徒への対応の充実を図るための教職員の増員が可能となるよう、国に対して、新たな定数改善計画の策定や、小学校における専科指導やチーム学校の推進も含め、加配及び特別な教育的支援をするための加配定数の充実について要望している。

(7) 全市町村に部活動指導員配置に係る意向調査を実施し、引き続き、国の補助事業を活用して、部活動指導員の増員に努めていく。

(8) 今後も、必要に応じて県費負担教職員の予算措置に努める。

4

(1) スクールカウンセラーについては、令和元年度、原則として、中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置して小中連携を強化し、中学校を拠点校、小学校を対象校とした。市町村独自配置を含め、全市町村立学校（691 校：中学校等 219 校、小学校 472 校）に配置している。事業の継続及び拡充について、国に対しても要望していく。

また、スクールソーシャルワーカーについては、令和元年度において総派遣回数を 725 回（前年比 200 回増）に拡充したところである。今後、中央要望など様々な機会を通して、スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充について国に対して要望していく。

(2) 不登校児童生徒の適応指導に関する研修生の派遣の拡充

5 特別支援教育の一層の充実のための措置

(1) 学級編制基準の引下げの検討

(2) 重度の障がい児の児童生徒増加に対応するための特別支援教育担当教員の加配措置の更なる拡充

(3) 通常の学級に在籍する障がい児に対応するための専任の指導教諭又は非常勤講師の配置

(4) 特別支援教育支援員の配置に対する県独自の補助制度の確立

6 食育の一層の充実と学校給食の大規模食中毒の発生防止, 食物アレルギー児童生徒への対応等安全性の確立を図るため, 栄養教諭の配置拡大と定数の改善及び基準の見直し

7 児童生徒の心のケアの充実を図るため, 養護教諭の複数配置校の拡大

8 通学の安全対策のためのスクールバス運行に対する助成措置の拡充及び補助要件の緩和

(2) 今までに研修生が派遣されていない市町村に対して, 派遣できるよう働きかける。

また, 不登校児童生徒に対する遠隔教育の推進による学習機会の確保や, 地域における不登校の支援に関する中核的役割など研修内容をさらに充実させる。本研修の終了者を県及び市町村教育委員会における事業・研修等で活用するなどして, 学校現場に研修成果を波及させていくことで, 不登校児童生徒への効果的な支援の在り方について共有化を図りたい。

5 学級編制基準の引き下げ及び単数(1人)での学級設置については, 現状では困難と考えている。

また, 重度の障がい児の指導内容や方法については, 県立特別支援学校の巡回相談を活用するとともに, 通常の学級における障害のある児童生徒に対する介助や学習支援については, 市町村に対し, 特別支援教育支援員を配置するための地方交付税措置の活用を促していく。

6 栄養教諭及び学校栄養職員については, 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律」に基づき適正に配置している(加配も含む)。

なお, 栄養教諭については, 新規採用及び任用替え採用による配置拡大に努めていく。また, 定数改善及び基準の見直しについては, 引き続き国に対し要望していく。

7 複数配置校を拡大できるよう, 引き続き定数改善について関係省庁へ要望していく。

8 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会を通じ, 関係省庁に対し十分な財政措置を講じるよう, 要望している。

9 学校統廃合に伴う措置に係る事業の継続及び内容の充実

(1) 学校統廃合に係る教職員の配置支援の更なる拡充

(2) 学校統廃合時の遠距離通学対策事業の補助率の拡充及びスクールバス運行事業への継続的な助成措置及び補助要件の緩和

(3) 学校統廃合に伴う廃校施設解体に係る財政支援への要望

第2 幼児教育

1 幼児教育推進のため、研修会の充実と指導員の派遣措置

9

(1) 新しい学校づくり支援事業については、当初平成 28 年度で終了する予定であったが、市町村からの要望等も踏まえ、平成 31 年度まで事業期間を延長したところである。

教職員の配置については、引き続き統合前後の 2 年間（各 1 名）において加配を行っていく。

学校統合に係る教職員定数については、文部科学省において平成 26 年度から加配措置され、平成 27 年度以降拡充が図られているところであり、引き続き文部科学省に更なる教職員の加配措置の充実を要望していく。

(2) 遠距離通学対策については、市町村に対して国の補助があるほか、交付税措置がなされるため、その活用を促していく。

なお、国に対しては、国庫補助制度の拡充等、小・中学校の適正配置に取り組む市町村に対する積極的な支援策（統合に伴う校舎等の新增築に対する補助、遠距離通学費に対する財源措置など）を講じることについて、引き続き要望していく。

(3) 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会を通じ、関係省庁に対し、財政支援制度の拡充を要望していく。

第2

1 幼児教育の充実及び保幼小の接続に向けて、市町村に「市町村幼児教育アドバイザー」、公立小学校に「保幼小接続コーディネーター」、幼児教育施設に「園内リーダー」といった人材が置かれており、県では各担当者向けの研修会を実施し、幼児教育の推進に向けた人材の育成を進めている。また、市町村からの要請に基づいた県職員の派遣や情報提供など、個別支援を継続して行っている。

2 公立幼児教育施設整備に対する適正な助成措置

第3 社会教育

1 耐震化を含めた、青少年教育施設、図書館、公民館等の生涯学習施設の整備（改築及び設備改修を含む）に対する助成措置

2 家庭や地域の教育力の向上を目的とする取組に対しての助成措置

3 家庭教育学級及び家庭教育活動に携わる指導者に対する助成措置

2 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会等を通じ、関係省庁に対し、国庫補助の予算総額の確保、補助要件の緩和、補助率や補助単価の引き上げ等の要望をしていく。

第3

1 県の財政状況や県と市町村の役割の観点から、県単補助金の財政措置を講じることは困難であるが、図書館未設置の市町村においては、図書館を新設する場合に限り、その建設費に対しての助成措置を行う。

なお、公民館については、耐震化が進んでいないことから、引き続き、国に対して補助制度の創設を要望していく。

2 県と市町村の役割の観点から、県単補助金の財政措置を講ずることは困難であるが、地域と学校が連携した防災モデル事業や企業連携による教育力向上推進などの取り組みによる支援を行うとともに、国の「地域学校協働活動推進事業」の積極的な活用を促すなど、市町村と連携・協力し対応していく。

3 県の財政状況や県と市町村との役割分担の観点から、県単補助金の財政措置を講じることは困難である。

引き続き、家庭教育推進員や訪問型家庭教育支援員の養成など、家庭教育に携わる人材の育成を通して、市町村が取り組む家庭教育学級等の取組を支援していく。

4 図書館資料搬送業務の継続（配送費用について予算措置）

5 社会教育・公民館活動に対する助成措置

第4 体育・スポーツ

1 運動部活動の県代表として学校体育団体等が主催する関東・全国大会へ出場する学校・団体の宿泊費等の諸経費に対する助成措置の拡充

2 体育施設の整備に対する助成措置の拡充の要望

3 スポーツ少年団の指導員に対する助成措置

4 各種スポーツ大会への助成措置

4 市町村への資料搬送業務については、図書館の設置及び運営上の望ましい基準において、「県内の図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。」と規定されていることから、今後も継続して県負担により実施し、市町村との連携・協力を努めていく。

なお、県民へのサービス向上を目的とした増便分については、返送費用を市町村にお願いしたい。

5 県と市町村との役割分担や公民館の設置者が市町村と社会教育法に規定されていることなどから、財政的な措置は困難であるが、課題解決のための効果的なプログラムの開発や、指導者育成のための講座の実施などを通して、公民館活動を支援し、市町村の生涯学習環境の向上に努める。

第4

1 関東各都県において、往復交通費を全額支給しているのは、本県のみである。引き続き、関東・全国大会への往復交通費を支給できるよう努めていく。

2 文部科学省の補助金、toto スポーツ振興くじ助成事業等の拡充について、全国都道府県体育・スポーツ・保健・給食主管課長協議会等を通じ、関係省庁へ要望していく。

3 今後も継続してスポーツ少年団の活発な活動を推進していくために、スポーツ少年団を所管する県体育協会と連携し、指導者の負担軽減について検討していく。

4 現在の各団体への負担金や補助金を継続して支給できるよう努めていくとともに、来年の東京オリンピック・パラリンピックに出場する本県関係者への激励費支給を進めていく。

第5 芸術文化及び文化財保護

- 1 児童生徒が優れた芸術文化に触れる機会を確保するための体験的な学習事業の充実並びに伝統文化継承のための指導者の育成及び事業支援の拡充
- 2 文化部活動の県代表として各種大会等へ出場する学校・団体の交通費、宿泊費等の諸経費に対する助成措置の検討
- 3 国及び県の指定・選定・登録等文化財並びに歴史的風致形成地区の保護を図る保存及び活用の一層の推進のための助成措置及びその拡充
- 4 県指定文化財に係る手続きの明確化及び市町村の負担の軽減
- 5 国庫補助事業への県補助金の復活

第5

- 1 今後も県事業を継続できるよう予算措置をするとともに、国事業の情報を速やかに提供していく。市町村教育委員会においても県事業及び文化庁事業を積極的に導入するよう促していく。
また、県立美術館・博物館では、学校での授業等としての利用時に、入館料の減免の外、学芸員等による解説等状況に応じた対応を行っている。
さらに、今後も「郷土民俗芸能の集い」を開催し、後継者養成と伝承保存を図っていく。
- 2 県代表校として全国高等学校総合文化祭へ参加する生徒については、今後も旅費等を予算措置していく。市町村立学校については、設置者において措置を願いたい。
- 3 歴史的環境形成総合支援事業は、市町村が歴史的風致維持向上計画を作成し、国の認定を受けたのちに進めるものであるため、国の助成措置が受けられるよう、市町村に当該事業の活用について働きかけていく。
また、文化財に対する助成措置等の拡充については、全国都道府県教育長協議会、全国都道府県教育委員協議会を通じ、国に要望している。
- 4 毎年、市町村教育委員会文化財行政担当者会議等において、説明を行い周知を図っている。県指定文化財の管理・修理等に係る費用負担については、県文化財保護条例により所有者負担となっている。
- 5 県では、厳しい財政状況を踏まえ、国指定文化財に対する県の随伴補助を平成22年度から休止しており、現在は県指定文化財の修理・修復事業のうち継続補助が必要な事業及び緊急性の高い文化財の修理・修復事業を優先的に採択し補助を実施している。

6 文化財・美術品等の展示施設（博物館等）の整備に対する助成措置の創設

7 自然災害等により被災した国・県指定文化財の災害復旧に対する助成措置の創設

第6 人権教育

1 地域に即した人権教育の継続推進

6 県の財政事情を踏まえると、市町村が行う博物館等の整備に対しての助成は困難である。

なお、国にあっては、平成9年度まで補助事業（公立社会教育施設整備費補助事業）を行っていたが、全国知事会をはじめとする地方六団体の要望を受けて、同10年度より交付税という形で全国の自治体へ税源移譲された。

また、国宝や国重要文化財を所蔵する施設を整備する際は、国補助の対象となる場合があるので、県へご相談願いたい。

7 東日本大震災による文化財の災害復旧補助については、平成23年度より県独自で創設しており、当初、平成27年度までの計画だったものを令和元年度まで延長して財政支援している。

なお、県の財政状況は依然として厳しく、自然災害により被災した文化財に対する予算が十分に確保できない状況が続いていることから、国に対し、全国都道府県教育委員会連合会を通じて、必要な財源の確保のほか、助成措置、税制優遇措置及び交付税措置のさらなる拡充など、文化財への財政支援を要望している。

第6

1 県では、「いばらき教育プラン」「学校教育指導方針」に掲げた人権教育の充実について、全県的な人権教育・人権啓発のための施策を継続して推進する。

令和元年度 茨城県立高等学校等 校長選考試験について

1 目的

- ・ 社会の変化や生徒の多様化に対応するため、県立高等学校改革プランを本年2月に策定
中高一貫教育校では、豊かな人間性と起業家精神を兼ね備えた、地域のリーダーや世界へ飛び立つ人財を育成
- ・ これまでのキャリアで培われたマネジメントのノウハウを十分に発揮し、過去の事例にとらわれない新たな発想に基づく、新しい時代の学校のマネジメントと人財の育成に期待
- ・ そのため、改革プランの核となる中高一貫教育校の校長を公募により選考

2 内容

項目	内容
① 求める人物像	・ 優れたリーダーシップと組織マネジメント能力を有する者 ・ 過去の事例にとらわれない柔軟な発想力と企画力を有する者 ・ 社会の変化への対応力と先見性を有する者 ・ 地域の教育資源を取り込んだネットワークづくりの推進力を有する者 ・ 学校現場の課題を解決できる実行力を有する者
② 募集人数等	・ 5名 ・ 配置校：令和2年度開校の併設型中高一貫教育校5校 (太田第一，鉾田第一，鹿島，竜ヶ崎第一，下館第一) ※ 配置校は選考結果を踏まえ決定
③ 応募資格	・ 年齢：45歳以上58歳以下（令和2年4月1日現在） (昭和36年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた者) ・ 管理職等の経験を有する者 (茨城県公立学校教職員又は茨城県職員) 管理職の経験を有する者 (茨城県公立学校教職員及び茨城県職員 以外) 民間企業等で管理職の経験又はそれと同等の経験を有する者
④ 選考方法	・ 公募 ・ 第1次選考：書類選考，(経歴，自己アピール等) ・ 第2次選考：個人面接① ・ 第3次選考：個人面接②

項目	内容
⑤ 任用形態	(茨城県公立学校教職員又は茨城県職員) ・ 本県職員としての身分を継続（原則として、定年退職まで校長で勤務） (茨城県公立学校教職員又は茨城県職員 以外) ・ 特定任期付職員（４年間）として採用 1年目は副校長，２年目から４年目に校長登用（勤務状況等確認）
⑥ 給与等	(茨城県公立学校教職員又は茨城県職員) ・ 職員の給与に関する条例適用 (教育職給料表(二)適用，校長４級・副校長３級格付，号給は個人毎計算) (茨城県公立学校教職員又は茨城県職員 以外) ・ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例適用 (特定任期付職員給料表適用，５号給支給)
⑦ 欠格事項	・ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条 ・ 学校教育法（昭和22年法律第26条）第9条

３ スケジュール

① 実施要項の配布	令和元年10月15日(火)	県教委ホームページ，高校教育課 等
② 募集期間 (19日間)	令和元年11月11日(月) ～11月29日(金)	郵送の場合，11月29日の消印まで有効 受験申込書，自己アピール書の２種類
③ 面接試験	令和元年12月下旬 令和２年１月中旬	１回目面接試験(２次選考) ２回目面接試験(３次選考：最終)
④ 合格発表 (校長候補者名簿登載)	令和２年２月上旬	

第 24 号議案

茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則

茨城県県立高等学校学則（昭和 35 年茨城県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

茨城県立岩井高等学校	坂東市 岩井	全日制	普 通 科	520	520	平成 31 年度普通科 1 学級減 平成 31 年度普通科 1 学級進級時 学級減	を
茨城県立坂東総合高等学校	坂東市 逆井	全日制	総 合 学 科	320	320	単位制 平成 30 年度総合学科 1 学級進級 時学級減	
茨城県立岩井高等学校	坂東市 岩井	全日制	普 通 科	520	520	平成 31 年度普通科 1 学級減 平成 31 年度普通科 1 学級進級時 学級減 令和 2 年度に坂東総合と統合し、 募集停止	に
茨城県立坂東総合高等学校	坂東市 逆井	全日制	総 合 学 科	320	320	単位制 平成 30 年度総合学科 1 学級進級 時学級減 令和 2 年度に岩井と統合し、募集 停止	
茨城県立坂東清風高等学校	坂東市 岩井	全日制	園芸技術科 農業工学科 総 合 学 科	40 40 160	240	単位制（総合学科） 令和 2 年度から募集開始	

改める。

付 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

（提案理由）

茨城県立岩井高等学校と茨城県立坂東総合高等学校の統合に伴い、新たに茨城県立坂東清風高等学校を設置するため、所要の改正をしようとするものである。

茨城県教育委員会規則第 号

茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 月 日

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則

茨城県県立高等学校学則（昭和 35 年茨城県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

茨城県立岩井 高等学校	坂東市 岩井	全日制	普 通 科	520	520	平成 31 年度普通科 1 学級減 平成 31 年度普通科 1 学級進級時 学級減	を
茨城県立坂東 総合高等学校	坂東市 逆井	全日制	総 合 学 科	320	320	単位制 平成 30 年度総合学科 1 学級進級 時学級減	
茨城県立岩井 高等学校	坂東市 岩井	全日制	普 通 科	520	520	平成 31 年度普通科 1 学級減 平成 31 年度普通科 1 学級進級時 学級減 令和 2 年度に坂東総合と統合し、 募集停止	に
茨城県立坂東 総合高等学校	坂東市 逆井	全日制	総 合 学 科	320	320	単位制 平成 30 年度総合学科 1 学級進級 時学級減 令和 2 年度に岩井と統合し、募集 停止	
茨城県立坂東 清風高等学校	坂東市 岩井	全日制	園芸技術科 農業工学科 総 合 学 科	40 40 160	240	単位制（総合学科） 令和 2 年度から募集開始	

改める。

付 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

茨城県県立高等学校学則の一部を改正する案 新旧対照表

改正案							現 行						
別表第1（第2条第1項関係） 茨城県県立高等学校の名称，位置，課程，学科及び生徒定員							別表第1（第2条第1項関係） 茨城県県立高等学校の名称，位置，課程，学科及び生徒定員						
名称	位置	課程	学科	生徒定員 (単位:人)		備考	名称	位置	課程	学科	生徒定員 (単位:人)		備考
				学科	計						学科	計	
(中略)							(中略)						
茨城県立 岩井高等 学校	坂東市 岩井	全日制	普 通 科	520	520	平成31年度普通 科1学級減 平成31年度普通 科1学級進級時 学級減 令和2年度に坂 東総合と統合 し、募集停止	茨城県立 岩井高等 学校	坂東市 岩井	全日制	普 通 科	520	520	平成31年度普通 科1学級減 平成31年度普通 科1学級進級時 学級減
茨城県立 坂東総合 高等学校	坂東市 逆井	全日制	総 合 学 科	320	320	単位制 平成30年度総合 学科1学級進級 時学級減 令和2年度に岩 井と統合し、募 集停止	茨城県立 坂東総合 高等学校	坂東市 逆井	全日制	総 合 学 科	320	320	単位制 平成30年度総合 学科1学級進級 時学級減
茨城県立 坂東清風 高等学校	坂東市 岩井	全日制	園芸技術科 農業工学科 総 合 学 科	40 40 160	240	単位制（総合学 科） 令和2年度から 募集開始							
(後略)							(後略)						

第 25 号議案

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程（昭和 43 年茨城県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 茨城県立坂東総合高等学校の項の次に次のように加える。

茨城県立坂東清風高等学校	坂清
--------------	----

付 則

この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

（提案理由）

茨城県立岩井高等学校と茨城県立坂東総合高等学校の統合に伴い、新たに茨城県立坂東清風高等学校を設置するため、所要の改正をしようとするものである。

茨城県教育委員会訓令第 号

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 月 日

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程（昭和 43 年茨城県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 茨城県立坂東総合高等学校の項の次に次のように加える。

茨城県立坂東清風高等学校	坂清
--------------	----

付 則

この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令案 新旧対照表

改正案	現 行																		
別表第4 学校を表示する記号 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="170 387 866 534">校名</th><th data-bbox="866 387 1093 534">記号</th></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="170 534 1093 611">(中略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="170 611 866 687">茨城県立坂東総合高等学校</td><td data-bbox="866 611 1093 687">坂総</td></tr> <tr> <td data-bbox="170 687 866 764">茨城県立坂東清風高等学校</td><td data-bbox="866 687 1093 764">坂清</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="170 764 1093 841">(後略)</td></tr> </table>	校名	記号	(中略)		茨城県立坂東総合高等学校	坂総	茨城県立坂東清風高等学校	坂清	(後略)		別表第4 学校を表示する記号 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="1155 387 1845 534">校名</th><th data-bbox="1845 387 2072 534">記号</th></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1155 534 2072 611">(中略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="1155 611 1845 764">茨城県立坂東総合高等学校</td><td data-bbox="1845 611 2072 764">坂総</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1155 764 2072 841">(後略)</td></tr> </table>	校名	記号	(中略)		茨城県立坂東総合高等学校	坂総	(後略)	
校名	記号																		
(中略)																			
茨城県立坂東総合高等学校	坂総																		
茨城県立坂東清風高等学校	坂清																		
(後略)																			
校名	記号																		
(中略)																			
茨城県立坂東総合高等学校	坂総																		
(後略)																			